

松戸市虐待防止連携推進会議

会 議 録

令和7年度 第1回 松戸市虐待防止連携推進会議 会議録

日時：令和7年7月28日（月）

午後2時00分～4時00分

会場：松戸市役所新館7階大会議室

○出席委員：19名

須田 仁	委員	小川 洋一	委員
神保 正宏	委員	竹内 公一	委員
川越 正平	委員	小松 世幸	委員
平子 信毅	委員代理	赤池 武明	委員代理
恩田 忠治	委員	堀越 秀樹	委員
梶原 栄治	委員代理	小川 早苗	委員
藤田 真人	委員	和座 一弘	委員
星野 大和	委員	萩原 得誉	委員
川崎由季子	委員	板花 克	委員
中坂 正夫	委員		

○事務局出席者

こども家庭センター	川上所長	中村専門監	石原 平林
地域包括ケア推進課	有山課長	小野課長補佐	向 千代間 齋藤 野澤 吉田
障害福祉課	飯嶋課長	関根課長補佐	井上 豊永
指導監査課	弓木田課長	岩永課長補佐	猿橋 尾崎 岡
福祉政策課	鳴原課長		

傍聴者 7名

議事内容 （1）報告1 松戸市虐待防止条例制定の経緯
（2）報告2 令和6年度児童虐待防止に係る取組
（3）報告3 令和6年度高齢者虐待防止に係る取組

- (4) 報告4 令和6年度障害者虐待防止に係る取組
- (5) 報告5 令和6年度施設従事者等による虐待防止に係る取組
- (6) 報告6 令和6年度松戸市虐待防止条例に係る取組
- (7) 議題1 令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組

◎開 会

事務局 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回松戸市虐待防止連携推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。私は、本日司会進行を務めます地域包括ケア推進課の〇〇と申します、よろしくお願いいたします。

本会議は、令和2年4月1日に施行された松戸市虐待防止条例第15条、推進体制の整備の規定を踏まえ開催するものであり、3虐待の関係分野の有識者の皆様が一堂に会し、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の現状を共有しつつ、これらの虐待防止に資する効果的な取組を推進するため、議論や意見交換を行う場となっております。

本会議はオンラインを活用しての会議となります。ネット環境の不具合等のご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎挨 拶

事務局 続きまして、次第2、挨拶についてでございますが、市長の到着が遅れております。到着いたし次第、改めて挨拶をさせていただきます。

◎委員自己紹介

事務局 続きまして、次第3、自己紹介につきましては、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいところではございますが、本日はお時間の都合上、今年度より変更のあった委員のみご紹介させていただきます。

松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第3条第2項の規定に従い、本会議の議長は、松戸市福祉長寿部長となります。これからの議事につきましては、議長に進めていただきたいと

存じます。

〇〇福祉長寿部長、よろしくお願いいたします。

議長 改めまして、議長を務めさせていただく福祉長寿部長の〇〇でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

まず、会議の公開についてですが、本会議は松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき、公開となっております。本日の傍聴希望者につきましては、〇〇〇様ほか6名の方から本日の会議を傍聴したいとのことですが、許可してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、傍聴者の方はお入りください。

◎報告1 松戸市虐待防止条例制定の経緯

議長 それでは、報告1「松戸市虐待防止条例制定の経緯」について、事務局より説明、報告をお願いいたします。

事務局 松戸市虐待防止条例制定の経緯について事務局よりご説明いたします。

2ページをご覧ください。

本市において、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通告、通報件数等が増加傾向にある中、虐待事件の発生もあり、関係機関における3虐待が連携した取組の検討が進められておりました。

平成31年度に障害者虐待防止ネットワークが設置されたことに伴い、本市の児童・高齢者・障害者の3つの虐待防止ネットワークが整備されました。虐待防止のさらなる推進を図るための取組として、児童・高齢者・障害者の各虐待防止ネットワークを中心とした体制に加え、虐待防止条例の制定を通し、虐待に対する市の姿勢や取組の方向性等をお示しすることと、そして、3虐待の連携推進を検討する場である松戸市虐待防止連携推進会議を設置することを検討してまいりました。

3ページをご覧ください。

これらの制定を経て、松戸市虐待防止条例を令和2年4月1日に施行。本条例は、市、市民、関係団体及び地域社会が協力して虐待防止に取り組んでいくための3虐待を包括した理念条例になります。虐待のない、誰もが安心して暮らせるまちの実現を条例の目的として、青枠の基本理念を示しております。

そして、赤枠の内容は、市、市民、関係団体、地域社会の責務と役割を示し、それぞれの

立場で力を尽くすとともに、手を取り合って取り組んでいくことを掲げたものとなります。

緑枠の内容は、施策の方向性、通告・相談しやすい環境づくり、通告を受けた後の安全確認を行うための措置、地域づくり、養護者に対する支援、人材確保、正しい知識の普及や意欲高揚を高めるための普及啓発活動の実施について規定をしております。

最後に、黄色枠の内容には、3虐待が連携した効果的な取組を推進するための体制整備を定めており、本日の虐待防止連携推進会議は、この規定に基づいて設置されております。

4ページをご覧ください。

会議は、虐待の防止等の施策に関し、児童・高齢者・障害者に対する3虐待で連携した効果的な取組を推進することを目的とし、他の虐待に係る施策の相互連携に十分配慮しながら、情報共有や意見交換を行うこととしております。

本会議において3虐待の連携した取組を推進するとともに、各虐待防止ネットワークにて個別の虐待防止の取組を深化、推進しています。条例に基づく取組を各虐待防止ネットワークにて報告し、共有を図りながら、各虐待防止ネットワークで議論されている検討事項を連携推進会議の中で協議、検討しております。

なお、令和6年度より3虐待の連携した取組をより一層推進することを目的とし、年1回であった会議を2回といたしました。このような形で、各虐待防止ネットワークと本会議が相互補完的に連携できるよう引き続き取り組んでまいります。

最後に、5ページをご覧ください。

こちらは直近5年間の各虐待の通報受理及び認定件数の推移になります。詳しい状況については、後ほど各課より資料に基づきご報告いたします。

説明は以上です。

議長 ありがとうございました。

進行の途中ですが、ただいま市長が到着いたしました。

それでは、ここで市長よりご挨拶申し上げます。

市長 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました松戸市長の松戸隆政でございます。

本日は松戸市虐待防止連携推進会議にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より松戸市の福祉行政にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、虐待に関しては、児童虐待をはじめ非常に大きな社会問題となっております。この虐待を未然に防ぐために、そして早期に発見し早期に解決をするために、そして万が一起こっ

てしまった場合には、関係機関とともにしっかりと解決をしていく、そういった取組が求められているところであります。

松戸市では、令和2年4月1日より松戸市虐待防止条例を策定したところであります。ぜひそういった条例をしっかりと実効性のあるものにしていくために、皆様から様々なご意見、今日もいただきながらしっかりと進めていきたいと思っておりますので、これからもご協力をいただきますように心よりお願いを申し上げます。

それでは、今日の闊達な議論期待申し上げまして、私からの挨拶と代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。市長は公務の都合により退室いたします。

◎報告2 令和6年度児童虐待防止に係る取組

議長 続きまして、報告2「令和6年度児童虐待防止に係る取組」について事務局より報告をお願いいたします。

事務局 続きまして、資料2「令和6年度児童虐待防止に係る取組」についてご説明いたします。

令和6年度の児童虐待防止ネットワークの活動報告と、児童通告受理の2点についてご説明いたします。

まず、スライド2ページをご覧ください。

広報啓発活動についてです。

主に4点の活動を行いましたので、順にご説明いたします。

まず、当センターで作成いたしましたパンフレットを各相談窓口に配布し、子ども相談カードについては、夏休み前に市内の小中高校生全員に配布いたしました。昨年度はパンフレット、子ども相談カードのデザインを変更し、より多くの皆様に手に取っていただきやすいよう工夫をし、相談先に周知をいたしました。

続いて、児童虐待防止キャンペーンの実施については、毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に活動しております。まず広報まつどによる啓発ですが、地域で子どもを守っていくことのメッセージや相談先を記載した記事を、11月1日号に掲載いたしました。

続いて、児童虐待防止啓発ポスター、相談カード等の配布につきましては、皆様のご所属をはじめ関係機関のご協力をいただき、医療機関や公共施設などに啓発ポスターの掲示や、

相談カードの配布をさせていただきました。その他松戸まつりにおける啓発活動など、広報活動を実施しておりました。

また、当センター職員が講師となり、学校職員や子育て関係機関から児童虐待防止に係る対応について、その現状や支援の実態等についての依頼に基づき、説明する機会をいただきました。

続きまして、スライド3ページをご覧ください。

研修開催状況についてです。

まず1点目、第1回専門職研修会は、令和6年8月5日にオンラインで開催いたしました。内容は、子どもと家族の支援と連携について、千葉県柏児童相談所の福永彩乃様、山崎はるか様にご講演いただきました。研修は、当日Z o o mによる参加とY o u T u b e配信による視聴者を合わせて159名の参加がございました。終了後のアンケートからは、保護者の養育を支えつつ、問題点を伝えていくといった点が印象に残った、見えるものが違うからこそ立体的に理解できる、子どもの安心のために役割分担で連携していくことが大切だと感じたなどのご意見をいただきました。

続いて、第1回医療機関ネットワーク及び第2回専門職合同研修会についてです。

医療機関ネットワーク研修会と専門職研修会を合同開催する形で実施し、まず10月30日にヤングケアラーとしての経験がある一般社団法人R o o t s 4理事、作業療法士、仲田海人様を講師にお招きし、ヤングケアラーとその支援について考えるをテーマにご講演いただきました。要保護児童対策地域協議会関係者や医療機関関係者を対象に、Z o o mでの参加とY o u T u b e配信による参加者を合わせて147名の参加申込みがありました。

終了後のアンケートからは、ヤングケアラーであることを自分自身で気づいたとしても、声を出すことは難しいので、周りにいる大人が気づき、真剣に取り組むことが大切だなどのご意見をいただきました。

続いて、スライド4ページ、子育て講演会の開催です。

児童家庭支援センター・オリーブさんとの共催で、昨年度は子育てストレス解消11のヒントをテーマに、子育てカウンセラー萩原光様にご講演いただき、松戸市公式Y o u T u b eチャンネルにて11月18日から全体公開配信しております。171名の参加、Y o u T u b eの再生回数は150件となっております。

続いて、スライド5ページをご覧ください。

アドバイザー研修についてです。

こども家庭センターでは週に1回定例会議を行い、取扱いケースの対応状況や支援方針について確認しておりますが、2か月に1回程度、毎回4件前後のケースについて、新松戸メンタルクリニックの長谷川医師にご協力いただき、アドバイスいただく研修を同時に開催しております。医療的見地からの見立てや、そもそも医療的な支援の必要性を検討することなどの観点からケースを選定し、専門的立場からの助言とケースワーク的な観点からご指導をいただいております。

その他、子どもに関わる市職員等への体罰予防の取組として、鴨川市立国保病院の小橋医師より、保護者が子どもに体罰をしている現場を職員が見かけたときの対応方法などのレクチャーしていただき、その後に参加者同士で保護者への声かけ方法を話し合い、実践的なロールプレイを行うことで、体罰現場を目撃したときの対応を学ぶことができました。

続きまして、スライド6ページをご覧ください。

会議開催状況についてご説明いたします。

児童虐待防止ネットワークは、それぞれ役割が異なる3つの階層に分かれた会議体となっております。まず上位に当たる児童虐待防止ネットワーク会議は、会議全体の方針や関係機関相互の環境整備に必要な事項の協議、実際の通告状況等を共有しております。

次に、中となる実務者会議は、情報交換、関係機関の連携及び協力の推進に係る協議、さらにケースの定期的な状況のフォロー等の役割があり、実務者会議として、運営者会議とケース進行管理会議の2つの会議形式を設けております。

その他個別支援会議とその他の会議等、個別のケースに係る関係機関の役割分担や協議を行います。

次に、スライド7ページをご覧ください。

養護者虐待通告受理状況についてご説明いたします。

令和6年度通告件数は1,387件、虐待認定件数は1,360件、認定率は98.1%です。虐待認定件数は、令和5年度1,387件から27件減少しております。

スライド8ページに、虐待種別ごとに示しております。

令和6年度虐待認定件数は、1,360件のうち心理的虐待540件が最も多く、次いで身体的虐待486件、次いでネグレクト317件、性的虐待17件となっております。過去5年間、同様の傾向となっております。通報件数、認定件数の変化として27件減少となっておりますが、この背景は、これまでの対策の成果にあるものなのか、また児童数の減少や人口比に係るものが考えられるのかというご質問をいただきました。

虐待認定件数は、令和5年度1,387件から令和6年度1,360件になり、27件減少しております。経年推移を踏まえると、依然として虐待件数は高止まりしているものと認識しております。児童数は減少しているにもかかわらず、虐待件数は高止まりしております。このことは、孤独感や複雑な課題を抱えている家庭が増えていることや、これまで実施してきた周知啓発による市民や関係機関の意識の高まりから、虐待状況が顕在化しているものと推察しております。

こうした中で、通告者の内訳では、児童相談所からの通告が減少している一方で、家族や学校からの通告が増加しております。このことは、本市において令和5年度からこども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健分野のさらなる連携を進めるなどの取組を行い、児童虐待対応機関としての周知が広まったことの成果として認識しております。児童人口は年々減少していながら児童虐待件数は増加してきた経緯から、人口比によるものに限らず、一定数起こり得るものと認識し、引き続き早期発見、早期予防、虐待発生予防に向けた体制整備を行ってまいります。

また、虐待以外にもいじめ、発達にまつわる課題、ヤングケアラーも大事な課題であり、市はこどもＳＯＳ相談みらいのとびら、ヤングケアラー相談専門ダイヤルなど相談窓口をそれぞれ設置しておりますが、令和6年度における相談件数や、またこれらの課題を複数有していた事例があるかというご質問をいただきました。それぞれの相談窓口の令和6年度の相談件数ですが、子どもＳＯＳ相談、これはいじめ相談になりますが、166件、ヤングケアラー・コーディネーターによる相談対応は35件、みらいのとびらは、子ども部子ども政策課発達支援担当室が所管しております。令和7年5月から開設しております。令和7年5月から6月までの延べ40件の相談を対応しております。

これらの相談窓口について、いじめやヤングケアラー、発達課題を複数有していた事例は、相談段階ではありませんが、例えば発達特性からクラスになじめずいじめに至り、不登校となり、その後家庭内でヤングケアラーとなるケースが想定されるなど、複数の課題が関連して状況が深刻化する家庭があることも認識しております。

さらに、これらの課題に関連して、児童虐待が発生することも想定されます。こども家庭センターが関わることにより、積極的に情報を共有し、必要に応じて複数の関係機関による支援を提供してまいります。様々な状況が想定され、一概に各課題の関連性を結びつけることはできませんが、発達課題を背景とした育てづらさによる虐待ケースや、育児放棄を背景としたヤングケアラーになることなど、表面化した課題の背景には別の要因があることを踏

まえ、虐待の早期対応に取り組んでまいります。

以上、令和6年度児童虐待防止に係る取組のご報告となります。

議長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員 ありがとうございます。いじめ、ヤングケアラー、発達の課題を抱えている方、それぞれの相談窓口に寄せられた相談件数について事前質問させていただきました。ありがとうございました。

特にいじめのほうは166件、少なくない数が寄せられましたし、発達については5、6月の、2か月で40件、少なくない数だと理解しています。実際にこれらの3つの領域が相互に関係している、複数の課題を持っているという方もいる、そのような認識も市として持たれているというところでした。

実際に、今はいじめ、ヤングケアラー、発達という、例えば3つを例示しましたがけれども、複数の課題を持っている方を市が覚知された場合には、具体的にどのような形で対応されるのでしょうか。どのように検討の場を持っているのか、それを司っている課や担当はどのようなのか、併せてお聞かせいただければと思います。

事務局 事務局より回答させていただきます。

例えば、いじめ相談レターでいじめの相談がございます。その中で、虐待にまつわることで、保護者からの叱責がある等の例があった場合には、こども家庭センターに通告するという流れになっておりますので、ここで情報共有がなされて虐待対応に移る形になります。その際、併せていじめに対する対応についても同時並行で進めていかなければなりません。ですので、対応については非常にセンシティブな内容もございますので、関係機関と協議しながら進めていくという内容になります。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。虐待であればこども家庭センターが司る。虐待かどうかは疑わしい、グレーだ、ただ複合的な課題を擁しているのではないか、それが虐待かどうかはまだ分からない、そのような場合はどのようになるのでしょうか。

事務局 児童虐待に係るものにつきましては、疑わしいものも含めて調査を行います。ですので、虐待かもしれないというものについても併せて通告いただき、我々こども家庭センターが調査をして対応していくという流れになります。

議長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

委員 資料のページの7ページの虐待の認定件数は、これは延べ人数ということでよろしいでしょうか。件数なので、人数が分からなかったというのが一つと、ゼロ歳児の虐待認定数ってどれぐらいなのかを教えてください。

事務局 まず、虐待認定件数、こちらは実人数になっております。一つの家庭に対して複数の虐待事案、例えば心理的虐待、身体的虐待というのが重なる場合がございます。その家庭についての主だったものを計上しているというような形になっております。

また、18歳未満の児童に対しての虐待数の約半数が、未就学のお子様への虐待となっております、非常に多い数字になっております。その中で3歳未満児の虐待数は、令和6年度は251件として対応しております。

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

ほかにご質問ございますでしょうか。

委員 今の話に関係した例ですけれども、やはりゼロ歳児がいわゆる虐待を受けたときは、非常に生命に関わってくるという状況がございます。虐待の中でも最も問題なのが生命に関わる問題であるという点を考えると、3歳未満だけの人数に関してではなくて、ゼロ歳児に関しても具体的にどのぐらいの人数でどういうふうになっているのかというのは、しっかりと把握しておく必要があるんじゃないかなと思いますので、この点ご配慮いただければと思います。意見です。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございました。各年齢の虐待件数について、本日の資料では示しておりませんが、集計しております。

委員 はい、分かりました。それを聞いて安心しましたがけれども、いずれにしてもゼロ歳児に関しての事例に関してはしっかりと分析が必要だと思いますので、その点もご配慮いただければと思います。やはり何回も話しますが、実際に命を落とす例のかなりのパーセンテージがゼロ歳児です。ですから、そういう意味で、もちろん特定妊婦という形で予防するために様々な仕掛けが今ありますから、そういった形で防いでいくということは重要なことなんですけれども、実際にそのことがちゃんと機能しているかどうかということも含めて、そのあたりの分析がやはり必要ではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。ゼロ歳児、出産後の事業といたしましては、産婦健康診査や産後ケア等の事業がございます。そうした中で事業の検証を行っていきたいと思います。

ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかにご意見やご質問等ございますでしょうか。

そうしましたら、特にございませんので、市としましてもいただいた貴重なご意見を活かしていきたいと思います。

◎報告 3 令和 6 年度高齢者虐待防止に係る取組

議長 続きまして、報告 3 「令和 6 年度高齢者虐待防止に係る取組」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料 3 「令和 6 年度の高齢者虐待防止に関する取組」について、事務局よりご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

まず初めに、普及啓発に係る取組について、5 つの項目に分けてご報告いたします。

①普及啓発の取組として、高齢者虐待防止のチラシやパンフレットの配布、松戸市ホームページや SNS を活用した講演会等の周知、パートナー講座の開催などを行いました。

②発生予防の取組として、地域包括支援センターにて認知症サポーター講座や介護者の集いを開催しました。

③連携強化として、地域個別ケア会議での虐待個別事例の検討、地域包括ケア推進会議での虐待防止に係る地域課題の検討を行いました。

④早期対応として、地域包括支援センターの普及啓発活動の活用。

⑤質の向上として、高齢者虐待防止マニュアル改訂に向けた検討や日本高齢者虐待防止学会への職員参加、地域包括支援センター等新任職員向け研修での高齢者虐待防止について説明を実施いたしました。

3 ページをご覧ください。

高齢者虐待防止市民向け講演会の開催状況についてご報告いたします。

市民向け講演会は、市民の高齢者虐待防止についての正しい理解の促進と周知活動を目的として実施しており、令和 6 年度は各圏域 1 回ずつ、合計 3 回、地域包括支援センターが中心となり実施し、講師には医療関係者や法曹関係者を招き開催しました。3 開催合計 110 名の市民や高齢者虐待に関わる関係者が参加し、虐待防止の気づきにつながったなどのご意見

をいただきました。ご講演いただいた川越委員、神保委員に改めて感謝申し上げます。それぞれの講演会内容については、3ページ、4ページをご確認ください。

5ページをご覧ください。

高齢者虐待ネットワークでの専門職向け研修会の開催状況をご報告いたします。

専門職向け研修会は、虐待防止及び専門職の質の向上、高齢者虐待への対応方法及び虐待発生の予防に関わる取組について理解を深め、日々の業務につなげられるようにすることを目的に開催いたしました。

令和6年度は介護や医療に特化した人材サービスを提供する株式会社ツクイスタッフに講師を依頼、虐待防止と身体拘束適正化をテーマにオンラインにて開催し、居宅サービス、施設サービス従業者、地域包括支援センター職員等119名に参加いただきました。

6ページは、パートナー講座の開催状況になります。お時間があるときにご確認ください。

7ページをご覧ください。

地域包括ケア推進課地区担当と、地域包括支援センターが虐待ケース等の共有を行った会議一覧となります。毎月1回判定会と個別事例検討会、レビュー会議を実施しております。虐待ケースや支援困難事例の検討を、地域包括ケア推進課職員と地域包括支援センターの職員とで行いました。なお、判定会は新規虐待ケースの虐待有無の判断や対応・終結の判断を行うもの、個別事例検討会は支援困難事例の支援方針等を検討するもの、レビュー会議は地域包括支援センターが支援するケースの状況を共有し、早期解決や職員のスキルアップを図るものとなっております。

昨年度実績として、判定会では昨年度受理された虐待件数209件全てについて、地域包括ケア推進課職員及び地域包括支援センター職員が検討をいたしました。内訳としましては、中央圏域74件、常盤平圏域58件、小金圏域77件になります。また、レビュー会議では昨年度地域包括支援センターが新規に受理した全ての相談件数、市内全体で1万1,919件の情報共有を実施いたしました。

8ページをご覧ください。

養護者虐待通報受理状況についてご報告いたします。

令和6年度通報件数は209件、うち虐待認定件数は79件で、認定率は37.8%でした。過去3年間、高齢者虐待に関する通報受理件数は減少傾向にあります。一方で、地域包括支援センターが受理した権利擁護の件数は、市内高齢者人口に対し過去3年連続で0.08%と、横ばい傾向が続いています。

9 ページをご覧ください。

過去5年間、虐待類型ごとの件数になります。

過去5年間では、身体的虐待が一番多く、次いで心理的虐待、経済的虐待、介護等放棄が多い傾向となっております。個別事例で見ると、介護状態にある妻に対する夫や息子から身体的虐待や心理的虐待を受ける場合や、同居の家族から年金などを搾取されるなどの経済的虐待を受けるなどの相談が多くあります。

報告は以上になります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員 ありがとうございます。事前質問②になります。会議体の編成のことについて質問させていただきました。高齢者虐待防止ネットワークの全体会に関しては、昨年度会議体再編におきまして、それを地域ケア会議と一とするという形で進めたと思います。

一方で、⑤の質の向上の例として、マニュアルの改訂に向けた検討とありますが、やはりあるべき作業というものがある、ネットワークの全体会、皆で集う場、各職種の代表者が集う場がぜひ必要なのではないかと思って質問をさせていただきました。

市のほうとしては、ご回答で、地域ケア会議においてご検討いただきたいというふうに書いてありますので、その会長として意見を申し上げますけれども、従来のネットワーク全体会の会議の委員と地域ケア会議の委員、かなり重複しているところではありますので、市の地域ケア会議の場を利用しながらこのネットワークの全体会も併せて行う、そのような、なるべく委員の負担を少なく、ただそういった場を年1回はしっかり、議論する場を確保するという形がいいのではないかと思います。

以上です。

議長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 貴重なご意見どうもありがとうございます。今いただいたご意見も参考に、ほかの地域ケア会議の委員さんともご相談しながら、皆さんのやりやすいような、そして高齢者虐待の防止に寄与するようなご検討をいただく体制を整えていきたいと考えてございます。

議長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

委員 続けて質問させていただきます。事前質問③になります。高齢者虐待において、医療的な課題があるか分からない。あったとしても医療機関の受診がなかなかできず、課題の支

援方針が定まらないというお声があると思います。実際にそのような形で市のご回答として、地域サポート医という話、かかりつけ医というところを書いてあります。

一方で、地域サポート医もなかなか対応が難しい、かかりつけ医もない、そのような方に対して、何らかの相談の場が提供されたほうがいいのではないかというところがあると思います。市のご回答の中に、知見のある医師からご助言をいただく仕組みというところを書いてありますけども、これは例えば法曹関係ですと〇〇先生がアドバイザーというところになっているかと思いますが、その医療版みたいな形で解釈してよろしいでしょうか。

事務局 地域包括ケア推進課でございます。医師会様のご協力もいただくことになると思いますが、そのような形も一つの方向性として検討をしているところでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ほかにご意見やご質問等ございますでしょうか。

せっかくですから、〇〇委員にお話を伺えればと思いますが、先ほど事務局の説明で、市民向け講演会の講師としてご登壇いただいたとありましたが、市民に対して各分野の虐待防止について、知ってもらうためにはどのような工夫が必要であるか、また効果的な取組はどういったものがあるかというのをご教授いただけるとありがたいです。

委員 ありがとうございます。昨年度の市民向け講演会でお話しさせていただいた内容を少しだけご紹介させていただきますと、タイトルを「心配な高齢者に気づいたら包括に連絡してください」というタイトルに、あえてさせていただきました。

その趣旨は、まず聞きにいらっしゃるような意識の高い方はご存じかもしれませんが、地域包括支援センターが窓口であるというのはまずは第一歩かと思いますし、そして冒頭で強調させていただいたんですけど、これは虐待だと見つけたら通報する、それは当たり前だとは思いますが、虐待って言葉がかなり犯罪というか深刻なものをイメージするかもしれない。それから、通報という言葉もまるで110番するみたいな、すごく重々しいことのようにも感じたら感じている方もいらっしゃるかもしれないなと思いましたので、そこをずっとハードルを下げさせていただいて、虐待疑いというものもあるでしょうし、その下には心配というものもあるんじゃないかということで、心配だったらとにかく相談してください、通報じゃなくて相談や連絡でいいですよという言い方をさせていただきました。

この会議で毎回意見させていただいているつもりなんですけれども、虐待か否かだけが大事なのではなくて、虐待を仮に加害している方も支援を必要としている場合が多数あるとい

うことも経験しています。完全なる虐待と、虐待ではないというものの間にグラデーションがずっとあるということも繰り返し感じておりますので、そのような趣旨でお話をさせていただいたという次第でした。

参考になるかどうか分かりませんが、市民の方も我々従事者も行政の皆さんも、真っ黒い虐待そのものの事例だけが大事なのではなくて、ずっと支援が必要な方、虐待の要素は比較的少ないものの、注目していかないといけないということを申し上げさせていただきました。

委員 今の〇〇委員のお話に付け加えてお話なんですけれども、子どもに関しては、いわゆる虐待というものがどういうものなのかというのは、例えば身体的な部分での虐待、あるいは精神的なものも含めて虐待というのはあるわけですが、昨今言われているマルトリートメントといって、虐待ではないかなというような心配、そこまではいかない、そういったものがマルトリートメントというふうな名前でも最近言われております。

市民に対して虐待をしてはいけないという話を仮にしたとしても、実際に虐待云々というものがどういうものなのか、虐待まではいかないけれども、さっき〇〇委員がおっしゃったようなグレーな部分ですよね。例えば子どもの前で夫婦げんかをする、あるいは子どもの話を全く聞かない、ほかにもあるかもしれません、例えばスマホをそのままずっと見させるとかそういったものも、これは虐待まではいかないかもしれないけれども、虐待に近いもので、マルトリートメントというんですけれども、そういったものも含めて市民の方たちに、こういったことについては考えていかないといけないんじゃないかというふうなお話をしていくことが、非常に重要じゃないかと私は思います。

後でちょっと述べようかと思っていたんですけれども、体罰については、今年の4月にちょっと残念な事例が松戸市でありましたね。教職員の先生がという事例だったんですけれども、一方で、市民に対してもしっかりと体罰というものを、今でもアンケートすると、体罰というものはある程度必要だよというのが3割、4割ぐらいがオーケーだという人がいらっしゃるんですけれども、これは法律的にも完全に否定されておりますから、そういった部分を含めて今言ったマルトリートメントも含めて、より一層市民に対してグレーな部分を含めて、広く周知徹底していく必要があるんじゃないかなというふうに私も思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。〇〇委員の虐待、通報というその言葉のハードルを下げて、心配だから相談する、通報じゃなくて連絡するという形にしたり、今〇〇委員がおっしゃら

れたマルトリートメントの考え方、こういった観点を、行政としてもいただいた貴重なご意見、観点を踏まえまして、早期発見、早期支援につなげていくために工夫してまいりたいと思います。

◎報告 4 令和 6 年度障害者虐待防止に係る取組

議長 続きまして、報告 4「令和 6 年度障害者虐待防止に係る取組」について事務局より報告をお願いいたします。

事務局 資料 4 をお手元にご用意ください。

「令和 6 年度障害者虐待防止に係る取組」についてご報告いたします。

2 ページをご覧ください。

まず、普及啓発活動についてご報告いたします。

①予防・早期発見ですが、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法のパンフレットやチラシ、権利擁護マニュアルを随時配布のほか、市のホームページ、SNS を活用いたしました。その他、②③④は記載のとおりとなりますが、パートナー講座や研修会、講演会等については次ページ以降でご報告いたします。

⑤の要因分析ですが、令和 4 年度から 6 年度の 3 年分の養護者虐待ありについての分析、虐待なし、判断至らずについての分析をそれぞれ行いました。

続いて 3 ページをご覧ください。

こちらは従事者向け研修会の報告です。

令和 6 年 11 月 15 日に障害者虐待防止の実践を学び、障害福祉サービス事業所での組織づくりや虐待防止に取り組むべきことを学ぶ機会とすることを目的に開催いたしました。会場とオンラインの併用形式で、障害福祉サービス事業所の職員、66 事業所 114 名にご参加いただきました。

4 ページをご覧ください。

次に、市民向け講演会についてです。

令和 7 年 2 月 6 日に、合理的配慮の取組が進んでいる事業所から取組内容を伺うとともに、障害当事者から、地域で生活することに対する不安、不自由さを発表していただき、日常生活の中の配慮と支援について市民が知る機会をつくることを目的に開催いたしました。当日は会場とオンライン併用形式で、70 名の参加がございました。それぞれの研修会、講演会に

については松戸市公式Y o u T u b eチャンネル「まっちゃんねるオンラインアカデミー」にも映像がございますので、お時間があるときにご確認いただければ幸いです。

5ページをご覧ください。

続いて、基幹相談支援センターと障害福祉課権利擁護担当職員の合同勉強会についてです。

こちらは昨年度新たに始めたもので、虐待対応職員の資質向上及び対応力の底上げを目的として、千葉県障害者虐待防止アドバイザー派遣事業を活用し、弁護士の方から様々な法律のことや法解釈について講義をしていただきました。

6ページをご覧ください。

次に、障害者差別解消法市職員向け研修会についてですが、令和6年10月25日に開催いたしました。この研修会は、令和6年度新規採用職員及び新規管理職の参加に加え、新規職員がいない課においては職員1名の参加を募り、書面開催も含め計224名の参加がございました。

7ページをご覧ください。

こちらは令和6年度のパートナー講座の実績になります。

令和5年度より障害者の権利擁護についてのメニューを新設し、実施しております。記載のとおり、令和6年度は9件の実績がございました。

8ページから9ページをご覧ください。

会議の開催状況についてですが、令和6年度は障害者虐待防止ネットワーク会議は年1回、障害者虐待防止ネットワーク担当者会議は年6回開催しました。コア会議前の定例会及びコア会議は毎月開催し、虐待や差別のケースの情報共有、虐待の有無や終結の判断などを行っております。

10ページをご覧ください。

続いて、障害者虐待の通報受理状況についてですが、令和6年度の通報件数は71件でしたので、前年度より10件ほど増えております。事実確認の結果、虐待を受けたと判断した件数は8件、認定率は11.3%でした。通報件数につきましては全国統計でも増加傾向であり、本市でも同様の傾向でございます。また、認定件数についても同様に、近年は増加傾向でございます。

また、事前質問にて、委員より通報件数は増加しているが、認定率は過年度より減少していることやギャップがあることについての理由についてご質問をいただいております。10ページの集計値につきましては令和7年3月31日時点のものであるため、令和6年度受理分に

つきましては、令和7年度も継続対応中となっているケースがございます。まだ虐待認定をしていないことから、認定率が低くなっております。令和7年度のコア会議で虐待認定をしている令和6年度ケースもあることから、この認定率もさらに伸びていくものと考えております。

11ページをご覧ください。

過去5年間の虐待の類型数となります。身体的虐待が一番多く、次いで心理的虐待が多い傾向となっております。令和6年度においても身体的虐待が6件と最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待、ネグレクトがそれぞれ1件ずつとなっておりますが、こちらについても虐待の認定率と同様に、今後件数が増えていくと考えております。

以上、「令和6年度障害者虐待防止に係る取組」についてのご報告とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員 ありがとうございます。事前質問④について、追加で質問させていただければと思います。

前回の会議でも少し申し上げたかもしれないですけども、虐待の相談事例に関して専門家、特に医療の専門家にリアルタイムで相談できる場については、現状ないということだと思います。そして、かかりつけ医療機関等に直接連絡をとり、状況確認をしておりますというご回答をいただきました。そして、緊急時等は支援者を招集しているというところですけども、そもそもかかりつけ医がいない、医療機関に受診はしていない、ただ医療的な課題がありそうだ。繰り返しますけども、かかりつけ医がいない、そのようなケースについてはどのように具体的な対応をされているのでしょうか、お聞かせください。

事務局 事務局よりお答えいたします。

確かに〇〇委員のおっしゃるとおり、かかりつけ医のいない方もいらっしゃいますが、いわゆる障害者虐待として上がってくる場合は、かかりつけ医がいらっしゃる方、何かしらの形で指定診療を受けていらっしゃる、手帳等はなくともかかっている方がほとんどでございますので、かかりつけ医がなくて困ったケースというのは、現状ないんですけども、実際に今後そういった方も出てくるかとは思いますが、そこについてはこちらでも検討していきたいと思っております。

委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、将来そういった方が出てくるかもしれないですし、そしてかかりつけ医療機関がある、受診したという事実があるといっても、実は

それは3か月前、4か月前であって、今は医療中断しているかもしれませんが、やはり何らかリアルタイムに相談できる場があるといいのではないかと思います。

そういった意味では、質問③高齢者について先ほどアドバイザーみたいな制度があるといいのではないかという議論がありましたけれども、それと同根なのかと思いますので、ぜひこのような手法も障害分野に関しても援用できるのではないか。そして高齢も障害もそうですけども、そのような制度があればこの質問①にさせていただきましたけれども、やはりアドバイザー研修、児童ですと長谷川先生だと思いますけども、オーバードーズや精神入院を繰り返している、お母さんからの暴言・暴力、衝動性のコントロール、非常に難しいものに対しても助言をいただくということができています。児童で行われているようなことが高齢や障害でも実現できると思いますので、ぜひ児童分野にならしましてご検討を進めていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。課内で検討したいと思います。

議長 ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見等ございますでしょうか。

委員 今の〇〇委員のご意見と事務局とのやりとり、興味深く伺わせていただきました。経験から、高齢者分野のことを例としてご紹介をちょっとさせていただきたいと思います。

介護保険制度が2000年にできたわけですがけれども、主治医意見書というものが申請時に必要で、その主治医がいない場合に、誰か主治医意見書を書いてくださる医師を推薦してほしいということで、医師会にご相談をいただいたと承知しております。もう大分前の話だと思いますけど、15の日常生活圏域ごとに主治医意見書を書いてくれる医師というのを、医師会からご推薦をさせていただいて今に続いています。

その後、地域包括ケアシステムというものを国が推奨するということになって、松戸市では、各日常生活圏域ごとに地域サポート医という医師を医師会が推薦をさせていただくという形になって、意見書のことだけでなく、認知症でも病気のことで介護連携のことで、何でもご相談に乗りますよという仕組みを整えてきたという歴史があります。ですので、虐待もその一要素かもしれませんが、とにかく医療的見地からの相談が必要なことは、まずはその先生が受け止めますよという枠組みができております。

一方で、虐待は、ネットワークという会議が3つの分野にわたってだんだん出来上がってきたという歴史があるというところかと思います。そして、今やりとりがありましたかかりつけ医がいない場合、それから、例えば皮膚科だけかかっているというような方のかかりつ

け医は皮膚科かもしれませんが、相談しなければいけない深刻な事案の内容を、皮膚科医に相談してご助言がいただけるかといったら、正直難しい。それはしょうがないことだと思います。つまり、相談したい分野についてのかかりつけ医はいないというのと同等になってしまいます。

そういう意味で、この高齢分野の話でもありました知見のある医師からの助言という仕組みも、高齢分野でもさらに屋上屋ということで、そういうものを検討しようという議論を先ほどしたというところになります。ですので、ひとまず、以前でしたらネットワーク会議の担当の医師会から推薦して出している委員の先生にご相談をいただいていた時代もあったかと思いますが、今ちょっとそこが曖昧になっている、会議体の再編で曖昧になっているというところを改めて整える必要があるかなと思います。

ですので、例えば主治医というか、かかりつけの医師ではなくて、第三者の医師が、守秘義務をちゃんと全うしながらご相談に乗るという機能があったほうがいいのではないかなという気がしますし、内容によっては内科的なご相談だったり、精神科的なご相談だったり、内容也多岐にわたるかもしれないので、お1人で何もかもできるかは分からないということもあるんですけれども、どのエリアを担当するのかとか、どの分野を担当するのか、簡単でないんですけれども、例えば高齢者分野で地域包括支援センターごとにサポート医を推薦させていただいていますので、思いつきでいえば、基幹相談支援センターのサポート医というのを医師会として推薦するというようなことも含めてあり得るかなというふうに、議論を聞いていて思いました。

答えは今日申し上げるつもりもないですけれども、よりよい、お一人お一人の市民に必要な医学的なアドバイスということを協力させていただくつもりはもちろんですので、一緒に話し合っていきながら、よりよい仕組みを考えていきたいなと思います。

議長 ありがとうございます。いただいた意見を踏まえまして、よりよい支援体制を引き続き検討してまいりたいと思います。

◎報告5 令和6年度施設従事者等による虐待防止に係る取組

議長 続きまして、報告5「令和6年度施設従事者等による虐待防止に係る取組」について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 事務局より、資料5「令和6年度施設従事者等による虐待防止に係る取組」につい

てご説明いたします。なお、ネットワーク活動報告につきましては、資料3、資料4にてご説明したため、割愛させていただきます。

2 ページ、養介護施設従事者等による高齢者虐待通報受理状況をご覧ください。

通報件数及び認定件数についてです。令和6年度通報件数は27件、虐待認定件数は6月5日時点の暫定値ですが15件であり、経年的に件数は多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっております。

3 ページ、養介護施設従事者等による高齢者虐待、虐待の類型についてです。

施設従事者等虐待では、虐待を受けた人数ではなく事業所数でお示しをしております。令和6年度は介護等放棄を認定した事業所が増加した結果となっており、主な内容としては、スタッフコール等の必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限する行為等を確認しております。虐待が発生した要因として、事業所では虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分、虐待を行った職員は、職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足が挙げられ、虐待防止や権利擁護の正しい知識を学ぶ機会が重要と考えております。

4 ページ、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待通報受理状況をご覧ください。

通報件数及び虐待認定件数についてですが、令和6年度の通報件数は33件、虐待認定件数は6月5日時点の暫定値ですが、4件となっており、通報件数は増加傾向となっております。

5 ページ、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、虐待の類型は、同様に事業所数でお示ししております。令和6年度は身体的虐待及び心理的虐待を認定しており、主な内容として、障害者を乱暴に扱う行為や威嚇的な発言等を確認しております。虐待が発生した要因として、教育・知識・介護技術等に関する問題や職員のストレス、感情コントロールの問題なども挙げられております。虐待認定を行った事業所に対して、改善に向けた取組状況を確認しつつ、虐待行為の解消と虐待防止の取組、体制の構築について必要な指導を行っております。

事務局からは以上となります。

議長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

そうしましたら、こちらからご質問を振らせていただこうと思います。松戸市民生委員児童委員協議会の代理でご出席していただいている〇〇委員、お伺いできればと思います。

施設従事者等の虐待の防止におかれまして、法人内の職員の方々に行っている効果的な取組等があれば、ご助言いただければと思います。

委員 今日代理出席で民生委員・児童協議会のほうから出ておりますけども、今しがたお話をありましたように、特別養護老人ホームを運営しております。その立場から少しコメントさせていただきます。

市内に24か所の特別養護老人ホームがありまして、今現在、多くの取組をさせていただいているわけですけども、介護サービス事業所におきましては、現在においてはこの高齢者虐待防止に関する研修を、年間を通じて行わなければならないということが義務化されていまして、各事業所に確認をしましたところ、最低2回職員向けの研修を実施しているということ。ただ、事業所によっては年間小規模に分けながら複数回行いながら、職員の啓蒙をしているということです。

先ほどご質問ありましたが、効果的な虐待防止の取組というのは本当になかなか難しいところですし、職員の数が少なくなっているといったような実情もあって、職員が特に多くのストレスを抱えている場面というのが増えてきているのも事実です。また、入居の方々も要介護3、4、5の方が入所対象になっております。認知機能の低下も否応なくやってくる中で、十分なコミュニケーションが丁寧にとれないといったような環境も背景になって、多くのストレスを抱えながら、いつ虐待が発生をしてもおかしくないといえおかしくないような環境も多くあるかもしれないかなと思っています。

そういった中で、職員の意識を維持させながら、そしてストレスをうまくマネジメントしながら適切な対応をやっていただくと、こういったようなことに取り組んでいったのが実情かと思います。介護保険制度がスタートして当初から、身体拘束の廃止ということについては義務化をされて基準に入っていて、もう何年もそのような取組をさせてもらっているんですが、高齢者虐待防止法の施行に伴って、各施設においてまた少し広い観点の中で、言葉のかけ方、不適切な関わり、こういったことも改めてチェックをしながら、丁寧にやっているところなんです。もう25年、26年たちますけども、ずっと続けてやらないと、職員もどんどん入れ替わっていますし、最近では外国籍の方も多くなっていますので、そういった意味からすると、一から毎年続け、レクチャーをしながら、施設全体としての維持をしていく、こういったような取組になろうかと思っています。

ちょっと的外れかもしれませんが、以上です。

議長 ありがとうございます。やはり職員の人手不足の中、業務は増えていくといわれている介護の現場で、十分なコミュニケーションをとり、ストレスを抑えていくというのはなかなか難しい課題があるものと、行政としても把握しております。引き続きこういったやり

方がより効果的なのかというのをご相談しながら、松戸市としても取組を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

ほかにご意見やご質問等ございますか。

委員 ありがとうございます。質問⑥の追加で質問させていただければと思います。

虐待対応というところで、通報等の重要性についてというところで周知をしてまいりたいとお書きいただきましたけれども、一方で、未然に防ぐという観点から、どのように指導監査があるべきなのかというところについてコメントいただければと思います。

例えばですけど、食事やプライバシーを保たれた療養環境であるかというところを例示させていただきました。プライバシーが保たれたような一定のエリアで休息ができるのかどうかなど、それが施設の認可に当たる基準でなくても問うというか、現認していくというか、そういったところが必要なのかと思います。それが例えばですけども、一定の抑止力になったり、参入してくる業者さん、企業にとっても松戸市は手ごわいというふうに思わせる、そういう抑止力になるのではないかと思います。お考えお聞かせいただけたらと思います。

事務局 事務局からお答えさせていただきます。

本会議では、虐待対応という観点でお答えをさせていただきます。現状では、通報をいただいてその事業所の現地調査を行い、事実の確認を行っているという状況になっております。通報の届出などが契機となっていることから、引き続き通報等の重要性について周知をしていきたいと考えております。

以上になります。

委員 すいません、今の施設関係のことで言いますと、ちょっとさっき言い漏れかもしれませんが、今の指導監査でいろんなご指摘もいただきながらやっていますけども、基本的なところは虐待がいっぱいあるわけではありません。虐待を起こさないようにみんな頑張っているんですが、施設運営の中で外部の目をたくさん入れるということ、これがやはり大切なと思っています。コロナ禍において面会の制限をして、まだ完全に再開をしていないところも幾つかあります。そうすると、家族を含めて外部の方の目がなかなか届かないといったようなこと、こういったところも改善をしながら、開かれたというか、いっぱい外の目を入れながらやっていくことが大事な、こんなふうに感じているところです。

すいません、先ほどのお部屋だとかそういった環境の部分についても当然多くあると思いますけども、施設は複数の職員で介護をしています。夜間帯の夜勤者、職員が少ない時間帯、介護をする人間と入居の方、利用者の方1対1といった場面も多くなりますけども、そうい

ったところでの意識づけをお互いにしながら、お互いに声をかけ合ってという形の取組が大事かなと、こんなふうに思います。

議長 ありがとうございます。事務局から何か〇〇委員へのご説明ございますでしょうか。

事務局 ありがとうございます。今後の必要な対応につきましては、いただいた意見を基に検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長 〇〇委員、〇〇委員、ありがとうございました。いただいたご意見を踏まえまして、できることをまた取り組んでまいりたいと思います。

委員 ありがとうございます。

今の〇〇委員や〇〇委員の議論を聞いていて、非常に重要なお指摘だなと思って聞いておりました。少し意見や提案をさせていただければと感じたんですけども、外国人の従事者の方も実際に増えてきている中で、現場の環境を維持することって簡単でないと思います。そして、外部の目を入れるということが大事だというご指摘もそのとおりだと思います。

思い浮かべましたのが、高齢者分野では介護サービス相談員という仕組みが存在しているわけです。コロナ禍で人数が大分減ってしまったというふうに聞いておりますけれども、もともとこれは非常に重要な有効な施策だと思います。ですので、これをできる限りご協力者、関わってくださる市民の方を増やして、できるだけ外の目が入るという仕組みを今後も拡充していただければと思います。

1点だけ関連して質問なんですけれども、高齢者分野の仕組みということでしょうか。障害分野でも施設あるわけなんですけれども、そういうところでもできるといいのかなとか、松戸市が指定権限を持っていない施設に対しても、ぜひできるといいのかなというふうに思いました。もちろん施設の数も数多くある状況なので簡単でないんですけれども、大事な一手としてここを機能させていくことがいいなと思いました。

それからもう1点、提案させていただきたいなと議論を聞いていて思ったのが、面会の制限というのが、コロナ禍明けてもう大分たつわけなんですけれども、いまだ制限しているところがもしあるとしたら、それはどのような合理的な理由があるのだろうかというのは、ちょっと疑問な気がします。少なくとも医学的な理由はないような気がいたします。ですので、提案なんですけれども、一度市内の施設がどのような面会の体制をとっているのかというのを調査をしてみたいかなと思いました。

そこに仮に医学的な理由でない、慣例的に何か過去に決めてしまったものをただ引きずっているだけだとしたら、それはもうやめていいですよというふうにご助言してあげることが

できるのではないかと思いますし、何か見せたくないものがあるから制限しているなんていうような、怪しげなことがもしあるようでしたら、それはもう許されないことですので、別にそんな意味ではなくて、どこも開かれているということを目指していく、それが虐待防止の最たる方法かなと思いましたので、意見させていただきました。

委員 ○○委員、ありがとうございます。面会制限につきましては施設ごとの考え方があるんですけども、うちの施設で言いますと、まだ皆さんご来園の方、職員にもマスクをちゃんと着用してというのは、なかなか外せないでいるところです。今お話があったような医学的な根拠はないんだよと、今の時期もうそんなことをやっているのはナンセンスなんだよというようなことをどんどん発信をしていただけると、いろんなところで少し職員も楽になるかもしれません。ただ、市内でまだコロナが増えてきたなんていう話が出てくると、コロナへの対応は同様な対応ということで、なかなか一步を踏み出せないというのも実情だと思います。

議長 ありがとうございます。コロナからの切替えは、どこの施設も病院も、なかなか現場の意識だったり利用者さんの目線でクレームが入ったりと、難しい部分があると伺っていますが、実際にインフルエンザやコロナが流行ってしまうということもありますので、そうした状況も踏まえながら、行政としても開かれた施設となるように、できることをやっていきたいと思います。

◎報告 6 令和 6 年度松戸市虐待防止条例に係る取組

議長 そうしましたら、続きまして、報告 6 「令和 6 年度松戸市虐待防止条例に係る取組」について事務局より報告をお願いいたします。

事務局 資料 6 「松戸市虐待防止条例に係る取組」について事務局よりご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

普及啓発の取組として、昨年度はボールペンと反射キーホルダーを制作しましたとともに、虐待防止推進キャラクターであるハートはとをデザインし、各課主催のイベントや講演会等で虐待防止条例の周知啓発を行いました。また、反射キーホルダーについては、特注の台紙を作成、アクセスしやすくなるよう、各課の通報窓口の掲載やQRコードを添付いたしました。とりわけ市民の方からは、ハートはとを反射キーホルダーにしたことで、夜道で危ない祖母のバッグにぶら下げ、重宝したというようなお話も聞いております。

3 ページをご覧ください。

昨年度初の試みとして、成人式当日の会場内スクリーンにて、松戸市虐待防止条例の画像のスライドを投影いたしました。若い世代の方にも松戸市虐待防止条例の周知を図りました。また、チラシのデザインも一新し、明るく手に取りやすいものに変更を行いました。

4 ページから 7 ページは各課が主催するイベント等で、啓発グッズの配布をはじめ松戸市虐待防止条例に係る周知啓発活動を行った実績になります。お手元の資料でご確認ください。

8 ページをご覧ください。

研修会の開催状況についてご報告いたします。

昨年度に引き続き、虐待対応機関合同勉強会を、虐待対応に係る他機関の業務内容の把握と顔の見える関係づくりの構築を目的として開催いたしました。児童・高齢者・障害者虐待を対応する関係機関が事例を通し、包括的な支援方法を検討しました。

当日は 3 虐待対応機関職員 50 名に参加いただき、松戸市虐待防止条例の説明後、千葉県中核地域生活支援センターほっとねっと、今成氏を講師として、中核地域生活支援センターにおける地域連携について講義をいただきました。また、分野横断的なグループワークを実施し、児童・高齢者・障害者虐待を対応する関係機関が事例を通し、包括的な支援方法を検討いたしました。

9 ページをご覧ください。

参加者からのアンケート結果の抜粋となります。

3 虐待の支援者が同じ事例を使用し、グループワークを行ったことで、様々な視点からの意見が役に立ったなどの意見をいただきました。今後も参加者からいただいた勉強会の希望内容を参考に、次年度以降の企画立案を行っていきたいと考えております。

10 ページをご覧ください。

市職員向け研修会のご報告になります。

この研修会は、幅広く市民に関わる職員の虐待防止に関する意識を高め、早期発見・早期対応の実現を目指し、また虐待防止の取組について職員の理解が深まることにより、多分野連携の強化を目指すことを目的に、毎年年度初めに新規採用職員研修の一環として行っております。昨年度は 97 名の新規採用職員が参加、虐待の種別や、松戸市虐待防止条例について相談、通報先等を当課職員が説明を行いました。

11 ページは参加者からのアンケート結果の抜粋となります。この研修会は市職員の虐待について説明を行う大きな役割となるため、今後も継続的に実施していきます。

ご報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

そうしましたら、こちらから質問をお伺いできればと思いますけれども、社会福祉協議会会長の〇〇委員、よろしいでしょうか。社会福祉協議会では、市民の皆様に対して様々な活動を行っていると思われませんが、イベント等で事業の周知啓発を行うとなった際に、どのような工夫を行うことで効果的な周知啓発につながるか、今回の虐待防止条例のようなものを知っていただきたいというときに、こういったアプローチが周知啓発につながるかご助言いただけないでしょうか。

委員 松戸市の中で15地区に地区社会福祉協議会があって、様々な事業を展開しております。

地区社会福祉協議会の中でも1つや2つではなくて、高齢者向けとか保護者さん向けとかいうふうにあるんですけども、その事業一つ一つを計画する年度前の事業計画のときに、こういう啓発活動に対するものを社会福祉協議会のほうから依頼をして、各地区社協のほうでご検討をいただいてPRをしていただくと。基本的な取組はこれからも可能かと思いますし、今実際に本会のほうでも障害者のお子さん向けの事業とか、そういうような取組も始めておりますので、そのときの啓発活動にも役立たせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。ぜひそうした取組の中で、この虐待防止条例についても周知啓発と一緒に取り組ませていただければと思います。

委員 よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

委員 少しお尋ねしたくて手を挙げさせていただきました。この市職員向けの研修会というのが5月28日に開催されたということなんですけど、先ほど障害者のほうの資料でも、10月25日に市職員向け研修会が開催されたとのお話がありました。これ、同じものが2回というか、時期をずらして開催されたということなのか、対象が何か違うのか。子ども分野はどうかとか、ちょっと分からなくなっただけなんですけれども、97名とか224名、年度途中採用の方なのか、このあたりがどうなっているのかなというのを、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

事務局 事務局より、虐待防止条例の市職員向け研修会について簡単に説明させていただきます

ます。

こちらの令和6年5月28日に開催した研修会につきましては、虐待防止条例に関わる児童・障害者・高齢者虐待の通報窓口であったり、虐待防止条例の制定の経過等について説明させていただき新規採用職員向けの研修会の内容になります。

障害福祉課で行った研修会については、市の職員を対象としておるんですが、差別のほうの相談につきましても研修のほうで行っておりますので、新規採用職員向けではなくて、各課の担当者向けに研修会を行っている形になります。

以上になります。

委員 ありがとうございます、少し分かったんですけども。それから、障害のほうのご説明で若干気になったのが、書面開催を含め224名とご説明だったかと思います。例として申し上げたいんですけども、例えば、今病院というところは毎年医療安全に関する講習を全職員が義務となっています。そして、パソコンが勉強するみたいなことにならないように、テストを受けさせたり、ちゃんと内容を見たということが分かるようなからくりというか、仕組みで実施していると思います。やはり大事なことから、そのように病院において医療安全というものが位置づけられているということになります。

翻って、行政職員の方のお役目、たくさんあるわけですけども、この虐待の話は新入職員の方があまりご存じなかったりするなんていうこともちらっとお聞きしておりますけれども、大事なことで、当たり前のこととしてビルトインしていただかないと、市民に伝えることはさらにその先になっちゃうかなという気もしますので、新規採用のときはもちろんのこと、1回受ければいいのかというようなことだったり、アップデートしていかないといけない知識ですとか仕組みって、未来も出てくるのではないかなと想像します。

ですので、重たい仕組みをしてくれという意味では全然ないんですけども、本当に伝わるような仕組みを市としてぜひ考えていただけたらいいのではないかなと思います。ライトであるけれども必ず受ける、それがちゃんと身にしみ込むというような仕組みを考えていただければと期待いたします。

事務局 ありがとうございます。いただいたご意見を参考に、また事務局のほうで検討させていただきます。

議長 ありがとうございます。

ほかにご意見やご質問等ございますでしょうか。

◎議題1 令和7年度 松戸市虐待防止条例に係る取組

議長 そうしましたら、続きまして、議題1「令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組」について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 資料7「令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組」について事務局よりご説明いたします。

2ページをご覧ください。

取組につきましては、予防的取組、多機関連携、重点項目の3つに分け作成しております。

まず初めに、予防的取組、広報啓発として、松戸市虐待防止条例普及啓発物品を作成、本日会場参加の皆様には、お手元資料とともに配付したエコバッグ及び名入れポケットティッシュを今年度新たに作成いたしました。また、エコバッグやポケットティッシュなど汎用性の高いものを作成することで、属性や用途に問わず、市の行う研修会や講演会での配布を行うほか、地域包括支援センターや基幹相談支援センターにも配布し、相談者の来所時やイベント、研修会時に資料等を入れていただき、条例の周知啓発を予定しております。

3ページをご覧ください。

チラシの作成及び配布を引き続き実施してまいります。今年度初の試みとして、教育委員会と連携し、校長会にて松戸市虐待防止条例を市内小・中学校長に説明、また、教職員への周知啓発を目的に、市内の65校にチラシを配布、同時に市内中学3年生3,500人を対象にチラシを配布し、学齢期の生徒や保護者への周知啓発を予定しております。また、学齢期生徒の配布に当たっては、虐待防止条例チラシ教員説明用資料を同封、各虐待の概要や通報先、チラシ発行時の障害のある方への配慮したポイントなどを掲載し、ただチラシを配布するのではなく、先生方より一言添えて配布できるよう工夫を行う予定です。

4ページをご覧ください。

各所での普及啓発活動として、昨年度に引き続きイベントや成人式等での投写を予定、また、パートナー講座等を引き続き行っていきます。

5ページ、6ページは、各課が行うイベントや講演会、研修会での普及啓発予定一覧になります。また、昨年度からの追加点として、障害福祉課にて障害者週間に合わせ、条例の周知を行うことを新たに追加、今後も各種イベント等に出向き、積極的な普及啓発活動を展開していく予定となっております。

7ページをご覧ください。

他機関連携として、虐待対応機関合同勉強会を実施予定、なお、今年度からの変更点として、昨年度12月に実施した虐待対応機関合同勉強会を2回に分け開催、1回目は昨年度同様、実際に虐待に対応する機関に向け開催し、2回目はスライド8でお示したように、虐待を発見したり虐待対応機関とともに協働する可能性のある関係機関に向け、開催を予定しております。

9ページをご覧ください。

連携強化に向けた会議体の活用として、他分野の支援機関が抱える困りごとについて、解きほぐしが単独では困難な場合には、昨年度に引き続き多機関協働事業の一環として重層的支援会議を活用し、課題解決を図っていきます。なお、活用場面については単独の支援機関では対応が難しい複合化、複雑化した支援ニーズを有する事例において、課題の整理が必要な場合、複雑化、複合化した事例に対する各分野の支援機関の役割分担、支援の方向性の整理が必要な場合など、虐待に関係する支援だけではなく、様々な問題に対応してまいります。

重層的支援会議の活用を希望される場合には、委託機関におかれましては委託元の市の部署、それ以外の機関におかれましては市の関係部署へまずご相談いただければと存じます。

10ページをご覧ください。

今年度の重点項目についてご説明させていただきます。

松戸市虐待防止条例が制定され5年が経過し、合同の勉強会などを通し、対応機関の顔の見える関係づくりを実施した結果、対応機関同士が連携し、虐待対応を行っております。虐待防止条例が市職員や関係機関には周知されつつありますが、市民の皆様にはなかなか周知されない現状も考えられることから、市のホームページなどを活用し、分野を超えた虐待防止条例認知度調査ができるよう、合同の指標や各課関係部署と調整を行い、実施に向けた検討、アンケート結果を基に今後の活動を検討していきたいと考えております。

11ページをご覧ください。

本重点項目は3か年計画を予定しております。今年度は市民に対する松戸市虐待防止条例認知度調査のアンケート項目の選定やアンケートの周知方法、調査期間等について次回の連携推進会議にてお示しし、令和8年度からのアンケート開始を目指してまいります。また、3か年計画の最終年にはアンケート結果を取りまとめ、今後の事業活動を連携推進会議にて検討してまいります。

続きまして、本日お配りしました松戸市虐待防止条例連携推進会議追加資料をご覧ください。

先ほど重点項目についてご説明させていただきました。アンケートの実施に向け、虐待防止条例等を制定している各自治体の状況について、参考としてお配りさせていただきました。なお、本資料においては制定年度、定義、条例に係る会議体の有無、条例に係る周知啓発活動の有無、認知度調査の有無について、各自治体に照会をかけた結果となります。

お配りした資料のとおり、松戸市では虐待防止条例を令和2年に施行し、条例に係る会議体であるこの連携推進会議を開催、周知啓発活動であるチラシやハートはと物品等の作成に取り組んでまいりました。

アンケート調査を行うに当たり、各自治体に認知度調査の有無を確認したところ、全ての自治体で条例に関する認知度調査が未実施だったことから、過去に前例やアンケート項目について参考となる意見を聴取することはできませんでした。

2ページをご覧ください。

他の自治体で調査分析等がないことから、松戸市虐待防止条例の認知度調査として、次のことを実施していきたいと考えております。

1つ目は、アンケートの目的です。本アンケートの目的は、松戸市虐待防止条例が施行され、市民に対する条例の認知度及び虐待に対する意識を属性に関わらず調査すること、各々の虐待分野に対する調査ではなく、条例に対する認知度調査を中心に設問を設定予定としております。

実施方法は、松戸市のホームページを活用し、インターネット形式、事前の資料では令和8年4月を予定しておりましたが、アンケートの周知期間を加味し、調査期間は令和8年7月1日から同年12月31日の半年間を予定しております。

設問については、松戸市虐待防止条例に対する市民の認知度に関する設問、市民の虐待に対する認識に関する設問、虐待防止条例を知ってもらうための効果的な取組に関する設問を予定しております。

お示しした資料は事務局で作成した案段階のものであるため、本日の連携推進会議にて市民アンケートの効果的な方法や設問項目等について、委員の皆様からご意見が頂戴できればと考えております。

ご説明は以上になります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。

委員 質問⑨について、追加で質問させていただければと思います。

重層的支援会議について、市の担当部署にまずご相談いただきたいということがあったこと、非常に力強く受け止めました。ありがとうございます。一方で、詳細について、この虐待にだけ関わる会議体、検討する会議ではありませんけれども、一体この詳細について、詳細というわけでもなくて、課題を抽出してその検討をする場というものが一体どこなのかどうか、適切な機会に改めてというふうにお書きいただきましたけども、現時点で適切な機会をどのように想定されているのかお伺いできればと思います。

この重層的支援会議は守秘義務がかなりかけられている会議ですけれども、守秘義務があるということと、個人情報等を排した上で課題抽出ということで示す部分というのは別だと思っていますので、何らか別の会議体をつくって報告するのか等も含めて、現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

事務局 ご質問ありがとうございます。福祉政策課の〇〇でございます。

重層的支援体制整備事業につきましては、計画としては松戸市の地域福祉計画の中で定めているものとなっておりますが、これまでも地域福祉計画推進委員会の中で開催実績あるなしにかかわらず、重層的支援会議自体は一ケースの話であることから、その内容についてご協議いただいたりご報告するような機会は設けてはおりませんので、今までは事業のご説明だけをそちらの推進委員会のほうで取り扱ってまいりました。今のところ、一ケースのことについて推進委員会のほうで取り上げて何かご協議いただくということは、現時点では考えてはおりません。

以上です。

委員 ありがとうございます。もちろん公の会議体で事例検討会をするというのもちょっと違うと思いますので、そのような幾つかの事例を積み重ねてどのような事例が多かったのか、どのようなお困りごとがあったのか、そして横展開できるような取組が何かあったのか、支援に関わる何かティップス、知見みたいなものがあったか、そのようなものはご報告いただいてもいいのではないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見等ございますでしょうか。

委員 今の資料9ページの支援会議の在り方、非常に力強く聞かせていただき、ありがとうございます。ぜひこれがうまく進んでいけばいいのではないかと思います。一方で、今日の質問に対するご回答の、今の〇〇委員からありました質問⑨のところ、ここでは回答を見

送らせていただきというような書きぶりになっていて、少しギャップを感じるんですけども。

高齢者のところでも申し上げましたけれども、自分が担当した市民啓発のときにお話しさせていただいた内容が、虐待真っ黒という事例だけが問題なのではなくて、虐待の程度が薄いとか、もしくは虐待ではないというような事例も含めて、加害の方も含めて支援が必要な場合も多いというようなことをお話しをさせていただきました。ですので、この会議体として虐待だけを取り扱うのではなくて、虐待にまつわる様々な課題を視野に入れて物事を検討、議論していったほうがいいのではないかという気がいたします。

この支援会議の在り方に向けて幅広にご相談くださいと書いていただいていることに大いに賛同するとともに、事前質問へのご回答⑨のところの書きぶりは、非常に後ろ向きな印象を持ちました。その辺、言葉はこだわらないんですけれども、できるだけ幅広に、市民の方が抱える課題の最たる例が虐待には違いないですけれども、虐待だけを取り扱うとか、虐待だけが問題で、虐待じゃなかったらどうなってもいいなんて話なはずもないですので、この枠組みも市民を支援するための大事な機能として、有効に活用できるような会議の在り方や施策の取組の進め方を希望します。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。各会議の守備範囲というか、所掌の事務についても関係してくるところでございますので、関係各課あるいは有識者の皆様のご意見も踏まえながら、前向きに検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。前向きに検討していただくのでしたら、虐待に少しでも関連しているものはこの会議の議題なんだ、そう整理すれば、ほかの分野の会議との、何か縦割りの難しい市役所の中の分担のことは分かりませんが、この会議はその全体を統括する会議だということなんですから、ちょっとでも虐待に関係ありさえすれば関係するということで大いに結構ではないかと思いますので、回答を見送らせていただく必要はないと思います。ぜひ前向きに取り組んでください。

議長 ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見等ございますでしょうか。

委員 では、この広報活動について、警察としてご意見させていただきたいと思います。

いろんな虐待がある中で、特に身体的虐待というのは、当然暴行罪だとか傷害罪だとか、そうした刑法犯に該当する可能性のあるものであり、そういったものについては皆さん110

番通報しますよというような頭が、皆さん社会の共通認識としてあると思うんですが、ちょっとそれではない、例えば心理的な虐待だとか経済的虐待、これについては直ちに犯罪に該当するものではないというところで、やはり市役所の相談窓口というのが特に生きてくる部分なのかなと感じております。

なので、そういったものが虐待に該当する可能性があるという部分を強調して広報していただければ、明らかに虐待ではない部分にも光が当たり、潜在化しつつある部分に光が当てられていくのではないかなと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見等ございますでしょうか。

委員 いろいろなご意見、大変勉強になりますけども、一つだけ、私ども施設を運営しているという立場でまた発言させていただきますが、高齢者虐待防止法の趣旨として、虐待をなくしようというのがありますが、養護者、いわゆる家族であったり介護のスタッフであったり、ここら辺の支援というのがその趣旨の一つとして大きくうたわれています。虐待だよ虐待だよということで、虐待を浮き彫りにしてそれでおしまいではなくて、そういう虐待を起こさせないような環境づくり、こういったことにもぜひ皆様のお力をおかりしたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。いただいたご意見は、全般的におっしゃられるとおりだなと思ひまして、そういった疑わしきものもかけていけるような会議体であったり、虐待といっても心理的や身体的、身体というのは、ぱっと思いつきやすいですけれども、経済的とか心理的虐待は認知が低かったりしますので、そうした部分の周知であったり、最後の環境づくりですね、そもそも虐待が発生しないような環境づくり、そうしたものについても、こういった松戸市としての虐待防止条例に係る取組の中で、またできることを検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、委員の皆様から事前に頂戴したご意見に対する回答について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 松戸市虐待防止条例連携推進会議事前質問に関しましては、いただいたご質問への回答につきまして、お時間の都合上、一覧形式にてご回答をさせていただきます。

ご報告は以上になります。

議長 ありがとうございました。

◎その他

議長 最後に次第5、その他ですが、委員の皆様から松戸市虐待防止条例に関する情報で、共有したい内容や報告等がありますでしょうか。

委員 その他ではなくて、先ほどのアンケートの実施する方向のところちょっと言いそびれたことがありますので、1点追加で意見させていただきます。

今日の会議の前半のほうでも、〇〇委員から面前DVのお話もありました。実際に市民の方が、例えばですけれども面前DVということが虐待に当たるんだよということをどれだけ知っているかという、今のところ心もとないというか、非常に認知度が低いと事務局の方から伺っております。ですので、そんなことがいかに市民皆さんに知っていただけるのか、そういう啓発活動も大事だし、アンケートでそれを経年的に把握していくことも大事な取組になっていくだろうなというふうに思います。

そして今、議長も言ってくださった虐待だけを取り扱うのではなくて、虐待疑いやその要素が含まれるものも幅広に取り組めるほうがいいのではないかという気がいたします。条例の名前が「虐待防止条例」となっているので、どうしても虐待というのが頭に来るんですけれども、本当に大事なのは市民の支援することが本旨であることはもう間違いないわけですので、これから実際のアンケートの作り込みを進めていくことになるのだと思いますけれども、その際にできるだけ虐待か否かだけじゃない、広い範囲のことを聞くみたいな問い方にしたり、このアンケートに答えることで自然と知識も増えていくというような教育的な機能も期待したいなという気もしますので、様々な啓発等と車の両輪として進めていただければなというふうに期待いたします。

議長 ありがとうございます。アンケートをぜひ作り込みの際に、いただいたご意見を反映させていただきたいと思います。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、時間にもなりましたので、ありがとうございました。

本日の次第に沿った議事は以上で終了いたします。

それでは、事務局に司会をお返しいたします。

◎閉 会

事務局 本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

次回の開催でございますが、令和8年2月3日火曜日、10時から開催を予定しております。
詳細につきましては、追って委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

また、本日、市役所駐車場にお車をお止めの方は、駐車券を受付職員までお持ちください。
出口付近に、虐待防止に関するパンフレットや虐待防止条例の普及啓発物品をご用意しておりますので、ぜひお持ち帰りいただければと思います。

以上をもちまして、令和7年度第1回度松戸市虐待防止連携推進会議を終了いたします。

本日はお忙しい中ご出席くださり、誠にありがとうございました。